

常勤役員等報酬及び役員等費用弁償規程

(令和2年4月1日)

社会福祉法人下郷町社会福祉協議会役員等報酬及び役員等費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人下郷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の常勤の役員等に対する報酬及び役員、評議員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬等)

第2条 役員等には、報酬及び通勤手当を支給する。

2 報酬は、月額とし、別表1の区分により支給する。

3 報酬は、就任の日から日割計算により報酬を支給し、退職、失職又は免職等の場合はその月の全額を支給する。

4 通勤手当は、常勤の役員等に支給するものとし職員の例による。

(報酬等の支給日)

第3条 前条第2項及び第4項に規定する報酬及び通勤手当の支給日は、職員の例による。

(社会保険等の加入)

第4条 常勤の役員等は、職員に準じ社会保険等に加入できるものとする。

(役員等の範囲)

第5条 費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

(1) 理事

(2) 監事

(3) 評議員

(4) 評議員選任・解任委員会委員

(5) 会長が費用弁償を必要と認めた者

(費用弁償の範囲)

第6条 費用弁償は、次の会議に出席する場合に支給する。

(1) 理事会、監査、評議員会

(2) 本会の規定する委員会及び部会

(3) 会務のため会長の要請を受けて出席する会議

(費用弁償の額)

第7条 費用弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 町内の会議に出席する場合は、別表2のとおりとする。

(2) 町外（田島町の区域を除く。）の会議に出席する場合は、旅費を支給する。

2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

3 旅費の計算及び支給方法については、本会旅費規程を準用する。ただし、車賃、日当、宿泊料及び食卓料については、別表3の額とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、報酬等及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

役員等の報酬額

役職	区分	勤務形態	金額
会長	月額	常勤	100,000円
		非常勤	40,000円
事務局長		常勤	210,000円

別表2（第7条関係）

役員等の費用弁償額

役職	区分	金額
役員等	日額	2,200円
苦情解決委員会第三者委員	日額	2,200円
心配ごと相談相談員	日額	2,200円

別表3（第7条関係）

車賃、日当、宿泊料及び食卓料

役職	区分	金額	
会長	車賃（1キロメートルにつき）	37円	
	日当（1日につき）	3,000円	
	宿泊料（一夜につき）	甲地方	14,800円
		乙地方	13,300円
	食卓料（一夜につき）	3,000円	
役員等 （会長を除く。）	車賃（1キロメートルにつき）	37円	
	日当（1日につき）	2,200円	
	宿泊料（一夜につき）	甲地方	10,900円
		乙地方	9,800円
	食卓料（一夜につき）	2,000円	

注1 本表中「甲地方」とは、下郷町において、職員等の旅費の支給に関する規則（昭和41年下郷町規則第5号）に規定する地域をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。

注2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には乙地方に宿泊したものとみなす。ただし、業務の都合上、特に必要と認める場合は、宿泊料実費を支給する。